

第二十七回

參議院大藏委員會會議錄第五號

昭和三十二年十一月十三日(水曜日)午前十時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 理事

豊田 雅孝君

○委員長(豊田雅孝君) これより委員会を開きます。
租税特別措置法等の一部を改正する法律案 設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案

西川 勝五郎君 江田 三郎君 平林 剛君 天坊 裕彦君

青木 一男君 木暮 武太夫君 塩見 俊二君 土田国太郎君 苦米地英俊君 山本 米治君 栗山 良夫君 椿 繁夫君 杉山 昌作君 前田 久吉君

西川 勝五郎君 江田 三郎君 平林 剛君 天坊 裕彦君

○平林剛君 昨日私の質問に対して大臣と通産大臣の答弁が若干の食い違いがございました。昨日の理事会に生じました期におきましては、配当なり貰与に出してしまったのはそれができませんでした。当然私は配当なり貰与にしないで、内部に留保して翌期に繰り越すということを前提としてお話を進めます。あるいはその点が大蔵大臣と話が食い違つておるというふうにおとりになつたかもわかりませんが、それは私は、大蔵大臣のお話を前提出もなかつたことは、今日の税制のこの犠牲が果して輸出振興のために正しくて、その後にどういうふうに使はなく、また納得できるような資料の犠牲を容認しておるにもかかわらず、この議論が果して輸出振興のために正しくて、何らその間食い違ひはない、かようと考えております。

○委員長(豊田雅孝君) 別に御発言もなければ両案の質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(豊田雅孝君) さように決します。

部分を企業内部に留保する行政措置を講ずるということを強調されたと思いまます。もちろん私はこれが前提となつて、そうして翌期に繰り越しになる、あるいは積立金にした場合にそれを貢易振興に使ってもらいたいということあります。その場合は、あるいは機械の増強とか、そういうような面に使われる場合もあります。

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○繼續審査要求の件

本日の会議に付した案件
○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○繼續審査要求の件

す。また場合によりましては翌期において赤字が出る、それを補てんしなければならぬ、こういう場合も起ります。従つて用途をはつきりするわけには参りませんが、輸出振興のために使つてもうということを申し上げた上で、従つてその所得が改訂する法律案

○委員長(豊田雅孝君) これより委員会を開きます。
租税特別措置法等の一部を改正する法律案 設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案

西川 勝五郎君 江田 三郎君 平林 剛君 天坊 裕彦君

青木 一男君 木暮 武太夫君 塩見 俊二君 土田国太郎君 苦米地英俊君 山本 米治君 栗山 良夫君 椿 繁夫君 杉山 昌作君 前田 久吉君

○平林剛君 昨日私の質問に対し大臣と通産大臣の答弁が若干の食い違いがございました。昨日の理事会に生じました期におきましては、配当なり貰与に出してしまったのはそれができませんでした。当然私は配当なり貰与にしないで、内部に留保して翌期に繰り越すことを前提としてお話を進めます。あるいはその点が大蔵大臣と話が食い違つておるというふうにおとりになつたかもわかりませんが、それは私は、大蔵大臣のお話を前提出もなかつたことは、今日の税制のこの犠牲が果して輸出振興のために正しくて、何らその間食い違ひはない、かようと考えております。

○委員長(豊田雅孝君) 別に御発言もなければ両案の質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(豊田雅孝君) さように決します。

まず、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにされば、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 全会一致であつて御発言を願います。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は挙手を願います。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

である臨時措置を八月実施、そのまま国会に對して押しつけるということはまことに遺憾なことであります。本来であれば法律案成立と同時に施行されるというのが建前でなければならぬと思うのであります。

このような批判はございますが、社会党としては、この際、臨時の輸出振興の措置として了承し、これに対しても賛成をするものであります。ただし政府は、第一に、昭和二十八年創設の輸出所得の特別控除制度が輸出振興のため創設されましてから、この法律案を含めて、すでに百億円を超える減収になります。しかも輸出所得の特別控除制度が創設されましてから、この法律案を含め、すでに百億円を超える減収になります。当然私は配当なり貰与にないで、内部に留保して翌期に繰り越すことを前提としてお話を進めます。あるいはその点が大蔵大臣と話が食い違つておるというふうにおとりになつたかもわかりませんが、それは私は、大蔵大臣のお話を前提出もなかつたことは、今日の税制のこの犠牲が果して輸出振興のために正しくて、何らその間食い違ひはない、かようと考えております。

○委員長(豊田雅孝君) 別に御発言もなければ両案の質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(豊田雅孝君) さように決します。

まず、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにされば、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

○委員長(豊田雅孝君) 一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は挙手を願います。

○委員長(豊田雅孝君) 全会一致であつて御発言を願います。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は挙手を願います。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もなければ討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(豊田雅孝君) 全会一致であります。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対する諸般の手続等は先例によりまして委員長に御一任願いたいと存じます。それから委員会の報告書に付する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
西川甚五郎 江田三郎
平林剛 天坊裕彦
青木一男 木暮武太夫
塙見俊二 土田國太郎
苦米地英俊 山本米治
栗山良夫 植繁夫
杉山昌作 前田久吉

求書を提出することに申し合わせたのでありまするが、本件を理事会申し合せ通り決することに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認めます。よってさように決しました。

なお、右要求書の内容手続等につきましては先例により委員長に御一任願いたいと存じます。速記中止。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記開始。本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十九分散会

○委員長(豊田雅孝君) 次に、継続審査及び継続調査要求に関しましてお諮りいたします。

去る十一日理事会におきまして、下本委員会において審査中の接收貢金庫等の処理に関する法律案及び入場税法の一部を改正する法律案の二法案、及び調査中の租税及び金融等に関する調査について、いずれも閉会中に継続して審査調査を行うこととしたしまして、本院規則第五十三条によつて議長に対し継続審査要求及び継続調査要